



2026年4月17日

各位

会社名 久光製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮  
(コード番号:4530 東証プライム、名証プレミア、福証)  
問合せ先 広報・PR 課課長 坂井 憲  
(TEL. 03-5293-1704)

**株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ**

当社は、2026年3月13日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。))及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。))の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年5月10日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年5月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミア市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式 23,467,182 株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

70,401,544 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

70,401,547 株

(注) 当社は、2026 年3月 13 日付の取締役会決議において、2026 年5月 12 日付で自己株式 4,763,348 株(2026 年2月 28 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決定しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

3株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

12 株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第 235 条第1項又は同条第2項において準用する同法第 234 条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、タイヨー興産株式会社(以下「公開買付者」といいます。)、中富一榮氏、株式会社ティ・ケー・ワイ(以下「ティ・ケー・ワイ」といいます。)、中富アセットマネジメント株式会社(以下「中富アセットマネジメント」といいます。)、株式会社SSTM(以下「SSTM」といいます。)、株式会社STM(以下「STM」といいます。)、有限会社ティ・エム(以下「ティ・エム」といいます。))及び中富興産株式会社(以下「中富興産」といいます。)(以下、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、SSTM、STM、ティ・エム及び中富興産を総称して「本不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、本株式併合が、当社株式(但し、本新株予約権(注1)の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式(注2)を除きます。)、本新株予約権及び本米国預託証券(注3)の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的した取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行わ

れるものであること、当社株式が2026年5月11日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年5月12日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が実施した2026年1月7日から2026年2月19日までを買付け等の期間とする当社株式、本新株予約権及び本米国預託証券に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である6,082円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注1) 「本新株予約権」とは、以下①乃至⑪の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年7月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2015年7月28日から2065年7月27日まで)
- ② 2016年7月8日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2016年7月26日から2066年7月25日まで)
- ③ 2017年7月7日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2017年7月26日から2067年7月25日まで)
- ④ 2018年7月6日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2018年7月25日から2068年7月24日まで)
- ⑤ 2019年7月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2019年7月27日から2069年7月26日まで)
- ⑥ 2020年7月9日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2020年7月29日から2070年7月28日まで)
- ⑦ 2021年7月8日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2021年7月27日から2071年7月26日まで)
- ⑧ 2022年7月7日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2022年7月26日から2072年7月25日まで)
- ⑨ 2023年7月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2023年8月1日から2073年7月31日まで)
- ⑩ 2024年7月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2024年7月30日から2074年7月29日まで)
- ⑪ 2025年7月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2025年7月29日から2075年7月28日まで)

(注2) 「本不応募合意株式」とは、本不応募合意株主が所有する当社株式の合計 4,044,142 株

のことをいいます(注4)。

(注3) 「本米国預託証券」とは、Citibank, N.A. により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券をいいます。

(注4) 中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、STM及びティ・エムは、株式累積投資を通じて単元未満株式を間接的に所有しているところ、当該単元未満株式は証券会社の名義での保有であることから、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、STM及びティ・エムが所有する当社株式の数には、当該単元未満株式を含めておりません。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

タイヨー興産株式会社(公開買付者)

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2026年1月7日に提出した公開買付届出書並びにそれに添付された融資証明書及び出資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。以上により、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年5月下旬から6月上旬を目途に会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月中旬から6月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断して

おります。

## 2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年5月13日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものです。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミアム市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(自己株式の取得)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文並びに第10条(株式取扱規則)の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者及び本不応募合意株主のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条(基準日)及び第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

### 3. 株式併合の日程

(1)	本臨時株主総会開催日	2026年4月17日(金)
(2)	整理銘柄指定日	2026年4月17日(金)
(3)	当社株式の最終売買日	2026年5月8日(金)(予定)
(4)	当社株式の上場廃止日	2026年5月11日(月)(予定)
(5)	本株式併合の効力発生日	2026年5月13日(水)(予定)

以上